

清川中学校 いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

次の要件が満たされる場合は、いじめとして対応する

- 1 一定の人間関係にあること（学校外の塾やスポーツ少年団なども含めて）
- 2 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含めて）
- 3 行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること

※インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応とする。

【いじめの禁止】

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない

【いじめの解消】

いじめが「解消している」状態は、次の二つの要件を満たした場合とする。

その1 いじめに係る行為が止んでいること。

- 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。《相当の期間とは、少なくとも3か月を目安にする。》
- いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。

その2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- 苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及び保護者に面談等で確認する。

1 基本理念

(いじめ防止対策推進法3条)

○いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校及び学校の教職員の責務

(いじめ防止対策推進法8条)

○学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止基本方針

三者が連携・協働し、居場所・絆・環境の「三づくり」を要に「いじめ見逃しゼロ」と「いかなる理由があってもいじめは行ってはならない100%」を目指す。

- 学校の責務……加害生徒に加害行為を認識させる
- 教職員の責務…いじめが発覚した場合、組織的に対応する
- 保護者の責務…未然防止のために、意識を一層高める

些細なトラブルの背景や状況の確認把握をするため、全教育活動での生徒指導の四機能を生かした生徒指導の充実により、未然防止に努める。

4 いじめ対策のための組織

- (1) 名 称：学校いじめ対策組織
- (2) 構成員：教頭、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭
(学校運営協議会委員、PTA三役、スクールカウンセラー)
- (3) 会 議：4月(計画会議)、3月(反省会議)、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。
学園運営協議会とPTA三役及びSCについては、4月と3月、その他必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム(生徒指導委員会)」は、教頭、生徒指導主事、生徒指導部、学級担任、養護教諭(場合によって教科担任や部活動顧問も担当者)とする。

5 いじめ発見と防止のための取組

(1) いじめアンケートの実施

いじめの早期発見のために、6月、11月にいじめアンケート、アセスを実施する。

(2) 教育相談体制及び生徒指導交流会の整備

いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策の策定については、生徒指導部が主体となって行う。

(3) いじめは「どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という自覚をもって対処する。

(4) 生徒観察による情報収集

学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導部に報告する。生徒指導主事はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。

(5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。

(6) 生徒会主体によるいじめ防止プログラムの展開

いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。

(7) いじめ問題への対応を確実なものとするため、様子を見るというような消極的な応策を払拭する。

(8) アセスを組織的活用し、孤立傾向、疎外傾向のある生徒への支援を積極的に行う。

6 いじめ発見後の対応

※「学校いじめ対策組織」を中心として、迅速かつ確実に組織的対応を行う

発見

■教職員は、教育活動のあらゆる場面を通して、いじめの発見に努める。

●発見の方法

日常の観察（☒チェックシート），アンケート等調査，教育相談，生徒や保護者からの連絡等

情報収集

■発見した教職員は、「生徒指導委員会」に速やかに報告する。

■現段階の情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を記録する。

●把握（記録）する情報例 ☒連絡シート

■〈時間場所〉 いつ、どこで発生したか

■〈関係人物〉 誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか

■〈内 容〉 どのような行為を受けたか

■〈要因背景〉 動機やきっかけは何か

7 対処マニュアル

発見

■児童・生徒や保護者等からのいじめに係る報告・相談を受けたり、いじめと疑われる事案を発見したりした教職員は、生徒指導主事に速やかに、5W1Hで報告する。

✓連絡シート

- 〈時間場所〉 いつ、どこで発生したか
- 〈関係人物〉 誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか
- 〈内 容〉 どのような行為を受けたか
- 〈要因背景〉 動機やきっかけは何か

対処

○指導・支援担当の教職員と役割分担

メンバー

教頭、生徒指導主事、生徒指導部、学級担任、養護教諭
(状況に応じ、教科担任、部活動顧問も担当者とする。)

○次の担当を置く

役割分担

- 事情聴取・整理・分析・まとめ担当
- 対応策の検討（緊急対策・根本的対策）担当
- 情報共有・調整担当

関係機関との
連携・調整窓口
…教頭

○対処プラン策定（モデル）

内容	対応者	対処内容	目処
被害生徒のケア	学級担任 養護教諭	教育相談の実施	
被害生徒の保護者対応	学級担任 教頭	支援計画の説明、 加害児童生徒の 状況報告	
加害生徒の指導・支援	生徒指導主事 学年生徒指導部	いじめの非に気づかせ、謝罪の気持ちを醸成する指導	
加害生徒の保護者対応	学級担任 教頭	指導・支援計画の説明と被害生徒の状況報告	

必要に応じ...**保護者説明会の開催**

○学校としての姿勢や方針の説明

解
消

1 いじめに関する行為が止んでいること

* 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。

* いじめの被害の重大性等から必要な場合はさらに長期の期間を設定する。

2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

* 苦痛を感じていないことを被害生徒及び保護者に面談で確認すること。

「学校いじめ対策組織」の協議により、総合的に判断する。

7 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見，対処方法等の習得を目的とした「生徒指導交流会」を年3回開催する。
- (2) 研修講座等，校外の研修会に積極的に参加し，その研修情報の内部提供に努める。
- (3) 指導力向上により生徒理解を深めるため，ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。

8 全領域における連携の重視

(1) 各教科

それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高める授業づくりを図る。

(2) 道徳

特別の教科道徳の時間を要に、教育活動全体を通して、道徳的価値を高め、生徒同士の共感的な関係の育成を図る。

(3) 特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図る。

(4) 総合的な学習の時間

探求活動を充実させ、社会の中の多くの人とかかわる中で、社会的視野を広げ、他者理解やかかわる力の育成を図る。

(5) 生徒会活動

人とかかわりの中で、自分のよさや可能性、役割を果たし貢献する力、他者の個性を尊重する力を育み、いじめの未然防止に向けた自発的な活動を推進する。

9 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組については、スピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

10 保護者・地域への情報共有

この基本方針は公開するとともに、PTA役員会及び学校運営協議会で報告し、かつ、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。